

「令和6年京都市はたちを祝う記念式典」運営業務委託 プロポーザル評価基準

1 評価基準

選定委員会委員が各評価項目について次の各項目を5段階で評価し、その合計点が最も高い事業者を受託候補者（第一交渉権者）として選定する。

なお、判断材料は提案書等の提出書類及びヒアリング内容に基づき、その内容を含め、評価が同等の場合は、選定委員会が審議のうえ、選定する。

評価項目	評価内容	配点※
提案企業概要、実施実績	参加資格要件を満たし、当該業務の受託事業者として十分な実績を備えているか。 KESに登録されている事業者であるか。	10点
式典進行計画書	式典進行を的確に遂行するための十分なスタッフ体制が確保されているか。	10点
会場内外の整理・誘導計画書	整理・誘導計画と十分な連絡体制の確保や身体障害者への対応ができているか。	10点
式典等充実企画提案計画書	参加者が心温まる企画を立案しているか。	10点
業務実施体制計画書	当該業務全体を無理なく、迅速、正確に遂行できる体制が確保されているか。	5点
見積書及び見積内訳書	企画に応じた見積額となっているか、充実した企画が計画されているか。	5点
	合計	50点

評価	評価点	評価の目安
非常に優れている	5点	(1) 要求水準を超える高い効果と認められる提案が具体的になされている。 (2) 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が極めて高い。 (3) 市が加点要素として想定している具体的な記述が際立って多くある。
優れている	4点	(1) 要求水準を超える一般的な効果と認められる提案が具体的になされている。 (2) 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が高い。 (3) 市が加点要素として想定している具体的な記述が多くある。
普通	3点	(1) 要求水準を満たしており、提案が具体的になされている。 (2) 業務の実施方法等の記述が具体的である。 (3) 市が加点要素として想定している具体的な記述が一定認められる。
やや劣る	2点	普通と劣るの中間程度と評価されるもの
劣る	1点	要求水準を満たしているが、それ以上の評価要素がない。

※ 配点が10点の項目については、各評価点×2として計上

2 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を満たさない者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 委託金額の上限を超える見積金額を提案した者
- (4) その他信義則に反する行為をした者

3 選定結果

受託候補者を選定した後に、選定の結果を参加した事業者全員に書面通知するとともに、本市ホームページ（京都市情報館）上で公表する。